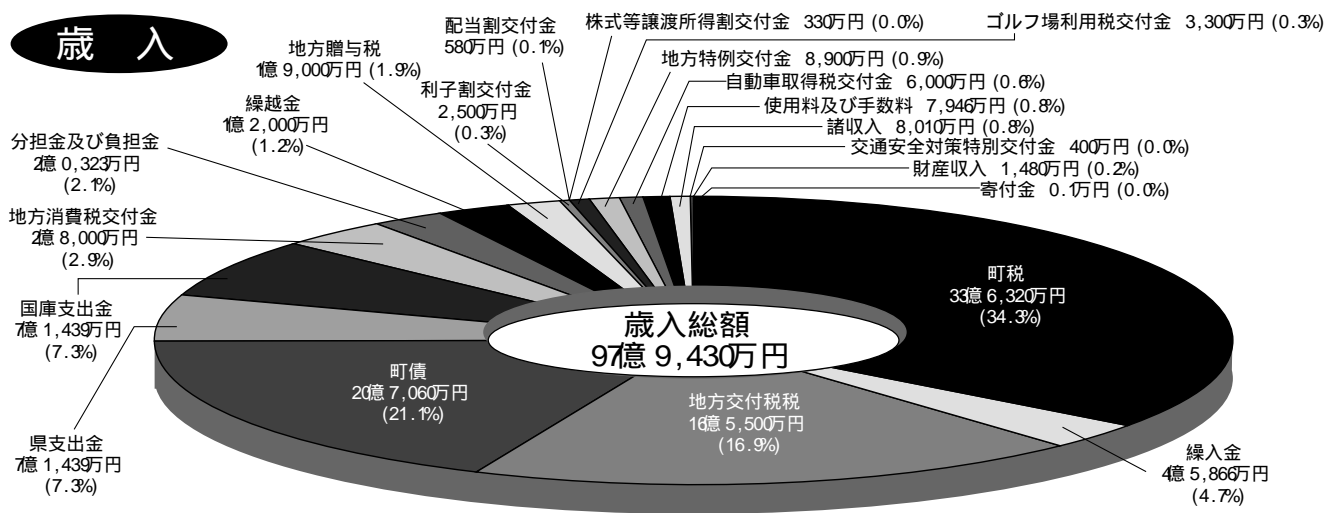


平成17年度が始まります!!

# 一般会計予算額 97億9,430万円

(前年度比6.0%増)



## 歳入 97億9,430万円

	本年度予算額	構成比	前年度比較
町 税	33億 6,320万円	34.3%	億 2,341万円
繰 入 金	4億 5,866万円	4.7%	億 7,883万円
地 方 交 付 税	16億 5,500万円	16.9%	5,500万円
町 債	20億 7,060万円	21.1%	3億 8,030円
県 支 出 金	3億 4,475万円	3.5%	億 3,391万円
国 庫 支 出 金	7億 1,439万円	7.3%	億 237万円
地方消費税交付金	2億 8,000万円	2.9%	2,600万円
分担金及び負担金	2億 323万円	2.1%	158万円
繰 越 金	億 2,000万円	1.2%	8,000万円
地方譲与税	億 9,000万円	1.9%	4,220万円
利子割交付金	2,500万円	0.3%	200万円
配当割交付金	580万円	0.1%	190万円
株式等譲渡所得割交付金	330万円	0.0%	140万円
ゴルフ場利用税交付金	3,300万円	0.3%	1,900万円
地方特例交付金	8,900万円	0.9%	1,000万円
自動車取得税交付金	6,000万円	0.8%	200万円
使用料及び手数料	7,946万円	0.8%	349万円
諸 収 入	8,010万円	0.8%	2,337万円
交通安全対策特別交付金	400万円	0.0%	100万円
財 産 収 入	1,480万円	0.2%	236万円
寄 付 金	0.1万円	0.0%	0.2万円
歳 入 合 計	97億 9,430万円		5億 5,430万円

政府における国家予算及び地方財政の基本方針は、「改革なくして成長なし、民間でできることは民間で、地方でできることは地方で」とし、昨年の基本方針に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すための「規制」「金融」「税制」及び「歳出」の各分野にわたる構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ総合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとし、今後の経済情勢によつ

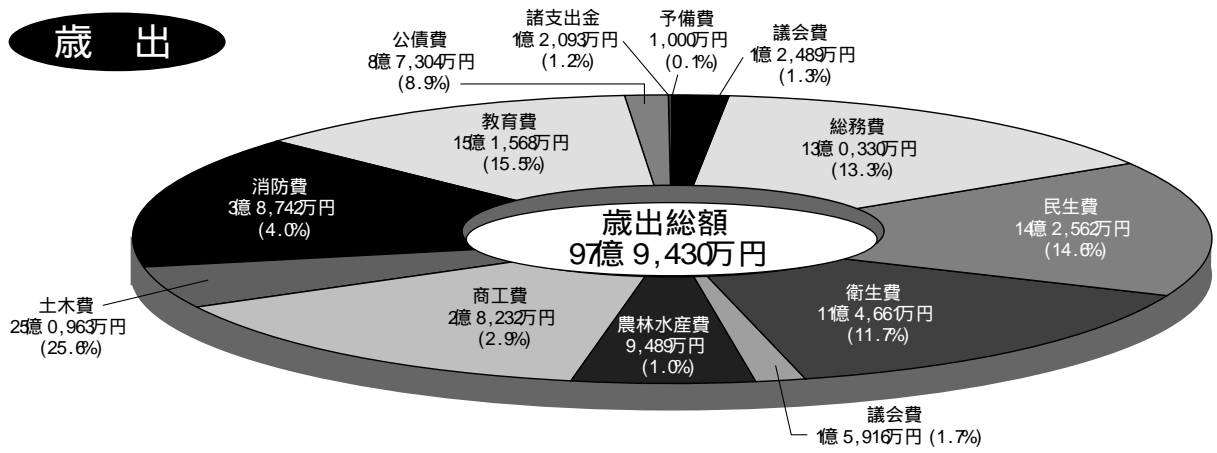
### 平成17年予算の基本的考え方について

では大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしております。

町ではこのような政府の方針を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、財政運営の基本として地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した改革路線を堅持・強化するとともに、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効果的で持続可能な財政基盤を図ることとしております。

歳出においては、経常経費の削減と事務事業の徹底した見直しを行うことはもとより、事業の成果や施策の優先度を厳しく精査するとともに、財源の重点的、効

# 歳出



率の配分を行うなど、あらゆる努力と創意工夫を重ね、個性と工夫に満ちた魅力ある町の形成、循環社会の構築・環境問題への対応、少子高齢化対策に加え更なる観光振興への課題等への重点的な取り組みなど、住民福祉向上のための諸施策を展開していく観点で予算を編成いたしました。

**【歳入の特徴】**

一会計予算は97億9430万円ですが、合併特例事業が約17億円規模で計画されていますので、80億円前後が通常ベースの予算規模になります。

町税は、昨年度当初と比較すると3.8%増の3億6320万円を見込み、地方財政計画に見る全国的な地方税の伸びが3.1%と比較すると大きな伸びとなっています。地方消費税交付金は消費の持ち直しを反映して上昇が見込まれますが、昨年の実績を踏まえて8.5%の減。ゴルフ場利用税も減額。地方交付税は、3.2%減の16億5500万円。国庫支出金は、町づくり交付金3億4600万円を加えて前年度比1億3000万円の減額になっていますが、合併支援特例交付金を温泉事業会計にまわしたためによる減額になっています。繰入金は、1億8000万円増で、これは基金繰入金が増（庁舎建設基金の目的が達成されるため、基金の総額を繰入するなどによる）町債は、前年度比22.5%増の2億7006万円、そのうち合併特例事業債が

13億5300万円、特例事業にかかる一般財源は、7900万円です。

**合併特例事業債**

合併町村が一体性を醸成するために行う事業の借入れを合併特例事業債といいます。借入れの償還金の70%を国で地方交付税措置してくれる有利な借入れです。合併年度から10年間で当町は約82億の事業に対し合併特例債を充てることができます。このため10年間は通常の借入れより多くの借入れが行われますが、70%が国で財政措置され30%についても町では減債基金等に計画的な償還を行うため積立を行っております。

**【歳出の主な内容】**

議会費関係  
1億2489万4千円で前年比21.5%減。主な減額要因は議員定数の減による報酬の減と議員の旅費の削減です。

総務費関係  
13億329万1千円で、前年比2.4%減。主な減額要因は、町交流センター工事が終了したため。

**【総務課関係の主な事業】**

- ・ 職員評価制度施行に伴う評価者研修事業
- ・ 町のイベントや事務事業を評価する、行政外部評価業務委託
- ・ 秋に行われる町議会議員選挙の諸経費

## 歳出 / 97億9,430万円

	金額 (万円)	構成比 (%)	前年度比較
議会費	1億2,489万円	1.3%	3,427万円
総務費	13億0,330万円	13.3%	3,241万円
民生費	14億2,562万円	14.6%	1,667万円
衛生費	11億4,661万円	11.7%	1億9,922万円
農林水産業費	9,489万円	1.0%	3,947万円
商工費	2億8,232万円	2.9%	2億2,873万円
土木費	25億0,963万円	25.6%	11億9,865万円
消防費	3億8,742万円	4.0%	4,860万円
教育費	15億1,568万円	15.5%	1億3,419万円
公債費	8億7,304万円	8.9%	2億1,200万円
諸支出金	1億2,093万円	1.2%	54万円
予備費	1,000万円	0.1%	0
歳出合計	97億9,430万円		5億5,430万円

**【企画課関係の主な事業】**

- ・ 新エネルギービジョン策定事業費
- ・ 10月1日に行われる国勢調査費
- ・ 学生宿舎を建設し、課税されてから三年間固定資産税を助成する健康科学大学宿舍助成金

**【税務課関係の主な事業】**

- ・ 固定資産税路線価評価委託費
- ・ 評価替えに伴う標準宅地評価委託費

民生費関係  
14億2561万6千円で前年度とほぼ同額

【福祉推進課関係の主な事業】  
・乳幼児から高齢者までの福祉一連の行政サービス事業

衛生費関係

11億4661万3千円で前年度比14.8%減。昨年度は、健康指導センター等の建設事業があったため。

【健康増進課関係の主な事業】  
・健康のまちづくり条例の制定による各種保健・予防事業

【水道課関係の主な事業】  
・旧ふれあいセンター敷地内の温泉掘削に伴う配管事業



【環境課関係の主な事業】

・吉田焼却場可燃ゴミ処理負担金  
・青木ヶ原ゴミ処理組合負担金  
・リサイクルセンター事業

農林水産費関係

9488万5千円で、前年比29.4%減。減額要因は、農道整備事業を事務事業の合理化により

土木費の道路橋梁費に移したこと、農業委員の定数減のため。

【農林課関係の主な事業】  
・サル生態調査委託事業  
・きのこ栽培技術指導委託事業

商工費関係

2億8231万7千円で、前年比44.8%減。減額要因は、西湖いやしの里創出事業を土木費に移したことによるもの。

【観光課関係の主な事業】  
・企業誘致条例による企業立地奨励金

・商工業活性化のための資金貸付金の利子補給としての商業振興資金利子補助金  
・中国、台湾、韓国、香港等を中心とした外国観光客誘致事業

土木費関係

25億962万5千円で、前年度比91.4%。増額要因は、各課にまたがるまちづくり交付金事業を土木費に集約したためによる増額。

【建設課関係の主な事業】

・富士登山道線の船津東電変電所からJA北富士西までの間の拡幅工事費  
・勝山中央通り建設（バイパスまでの整備）事業

河川関係

・河口湖インター線建設事業  
・農道整備事業  
・小立土地区画整理事業補助  
・くぬぎ平スポーツ公園整備事業

## 会計別当初予算の額

	予算額	前年度比
一般会計	97億9,430万円	6.0%
国民健康保険	18億8,290万円	5.7%
老人保健	15億9,926万円	0.2%
下水道事業	17億5,013万円	29.0%
温泉事業	1億6,863万円	14.6%
船津財産区	3億2,275万円	8.4%
小立財産区	7億8,899万円	21.0%
大石財産区	3,001万円	16.3%
河口財産区	9,090万円	77.6%
西深沢財産区	384万円	32.4%
勝山財産区	1億1,787万円	19.1%
長浜財産区	185万円	10.5%
西湖財産区	1,007万円	12.7%
大嵐財産区	2,937万円	9.3%
青木ヶ原外七字等財産区	84万円	21.0%
大石簡易水道事業	4,106万円	145.0%
松風台簡易水道事業	2,022万円	215.2%
河口簡易水道事業	3,299万円	25.0%
足和田簡易水道事業	6,642万円	49.0%
小立簡易郵便局事業	9,531万円	4.8%
河口湖治水事業	6,207万円	9.4%
船津公園墓地事業	989万円	5.4%
小立公園墓地事業	1,091万円	3.4%
勝山墓地事業	118万円	27.8%
介護保険	7億5,971万円	23.1%
居宅介護支援事業	901万円	15.7%

## 《まちづくり交付金事業》

● 船津地区  
● ポプラ河口湖隣に建設する観光ギャラリー建設事業費  
● 小曲展望広場の整備及び七軒町ポケットパーク・河口湖駅前線歩道整備、大池派出所に隣接する国有地購入及び駐車場整備、天上山公園・街なか石畳道や湖畔の整備事業

● 南部地区  
● 大嵐町営住宅建設、町道西支線整備、勝山富士見線の新設・富士見ポケットパーク整備事業

● 西湖地区  
● いやしの里創出事業、水道管布設換え、下水道整備、ヒメマス養魚場建設、西湖地区防災行政無線更新、西湖西グランド整備事業



## 予算と税金の比較

本年度の一般会計を町民1人当たりで計算すると、次のとおりになります。

町民1人当りに使われる町の予算  
405,820円

町民1人当たりが負担する税金  
139,309円

\* 平成17年3月1日現在の人口で計算

教育費関係

15億1567万8千円で、前年比9.7%増。増額要因としては、生涯学習館（図書館及び子ども未来創造館）の建設事業によるもの。

【教育委員会関係の主な事業】

- ・4月から町交流センターに設置する教育センターの運営費
- ・小立小学校の太陽光発電装置及びビデオテープ建設事業
- ・新図書館建設に向けての図書購入及び図書の貸出返却を自動化するICTタグ購入費
- ・子ども未来創造館建設事業
- ・ステラシアター可動式屋根結成委託費

消防費関係

3億8742万円で、前年比11.1%減。減額要因は、西湖地区の防災無線更新については、土木費のまちづくり交付金で対応するため。

【管理課関係の主な事業】

- ・地域防犯だけでなく、道路や街灯のチェック等も行う防犯パトロール車運営費
- ・河口分団の水槽付きポンプ車の購入費
- ・昨年に引き続き、防災無線更新費（各子局の整備と個別受信機の配布など）

町役場職員の変動について

課長

〔昇任〕

水道課長 渡辺喜久男 水道課長補佐

〔配置換〕

環境課長 小佐野福松 学校教育課長

学校教育課長

梶原 継雄 税務課長

管理課長 渡辺喜久男 環境課長

企画課長 渡辺 顕夫 建設課長

税務課長 外川 信夫

建設課長 渡辺 辰美（水道課長）

課長補佐

〔昇任・配置換〕

出納室課長補佐

渡辺 学（環境課）

〔配置換〕

総務課 小佐野洋五

健康増進課 大石 秀隆（総務課）

小立区画整理組合

早川 義満（税務課）

企画課 倉沢 和彦

（まちづくり推進室）

係長

〔昇任〕

総務課財政 古屋 昌浩（総務課）

農林課農政地籍

松本 光巧（農林課）

水道課上水道施設

白壁 孝司（水道課）

観光課商工

外川 正和（県派遣）

〔配置換〕

水道課下水道施設

三浦 邦武

建設課都市計画

渡辺 重二（農林課）

企画課地域再生拠点整備

外川 亮介（建設課）

議会事務局

小林 俊人

勝山出張所

宮下 秀明（勝山出張所）

総務課総務

渡辺 洋文（議会事務局）

観光課いやしの里建設所長

堀内 淳（観光課）

事務吏員

〔配置換〕

福祉推進課社会福祉係

渡辺 和美

福祉推進課児童福祉係

梶原真由美（総合窓口課）

総合窓口課総合窓口係

小佐野明美 収入役室

保険課国保老人保健係

古屋 春美 福祉推進課

保険課国保老人保健課係

渡辺 大輔（総務課）

健康増進課在宅介護係

菅沼千鶴子（保険課）

企画課企画調整・地域再生拠点整備係

小林 雅俊（保険課）

企画課地域再生拠点整備係

外川 豪（県派遣）

企画課まちづくり推進係

渡辺 大介

学校教育課学校教育係

（まちづくり推進室）

総務課総務・秘書係

佐藤 恵（総務課）

古谷美和子（保険課）

大石保育所

小林 光世

船津保育所

渡辺 真理

こもも保育所

中村 恵子

河口保育所

石津 要子

船津保育所

白須 恵

小立保育所

梶原 瞳

大石保育所

梶原真由子

〔派遣〕

県・総務部市町村課

小佐野健二（総務課）

〔退職〕

課長

渡辺 和昭

外川 勇（管理課長）

主幹

外川 恭子（小立保育所）

羽田 国子（こもも保育所）

業務員

長山 史江（北岸給食センター）

常盤喜子子（足和田出張所）

4月1日より、富士河口湖町  
教育センター開設！

3月議会で  
の条例設置に  
基づき、町交流  
センター(旧河  
口湖町役場)2  
階に町教育セ  
ンターを4月  
1日より開設  
します。教育セ  
ンターでの主  
な業務は、教育  
に関する調査  
研究、教育関係職員の研修などを行いま  
す。また、教育相談や児童家庭相談の窓  
口としての業務も行います。



なお、初代教育セン  
ター長には、渡辺正利  
氏(前西浜中教頭)が  
就任し、教育相談員の  
山口真澄氏と事務職員  
の3名でスタートします。

電話番号 83 3022  
FAX 83 3024

3月議会で、左記行政委員が  
選任されました！

- 長浜財産区管理委員
- 宮下 薫氏(梶原芳章氏の後任)
- 西湖財産区管理委員
- 渡辺 修氏(渡辺賢三氏の後任)
- 大嵐財産区管理委員
- 三浦 永男氏(渡辺勝明氏の後任)

町内の  
各交通安全協議会支部から  
保育園児と新小学1年生に  
プレゼント！

富士吉田交通安全協会の各支部(船津  
支部(五味武雄支部長)、小立支部(古屋  
正義支部長)、大石支部(堀内久芳支  
部長)、河口支部(三浦司郎支部長)、勝  
山支部(小林信夫支部長)、足和田支部  
(渡辺龍夫支部長)から、4月に町内の  
保育所に入所する子どもたちにはレジ  
ヤースセット、新小学1年生の子どもたち  
には傘が入園・入学祝としてプレゼント  
されました。



【電子ピアノを探しています】

17年度のリトミック教室やこども向  
け教室講座の際に使用可能な電子ピ  
アノを探しています。

使えるけど不要となった電子ピアノ  
がございましたら、是非ご連絡を下さ  
い。

青少年教育係 72-6053 渡辺まで

## 定住促進に 助成制度を創設！

住宅団地の造成、住宅の新築・購入に対しての助成制度です。

町では、定住の促進を目的として、対象要件  
を充たす住宅団地を造成する事業者や住宅を新  
築又は購入して定住する新規転入者に対し、奨  
励金等を交付する定住促進助成制度を創設しま  
した。(3月議会で条例設置し、平成17年4月1日  
から施行しています。)

助成制度の内容は

住宅団地造成助成		住宅の新築(購入)支援	
助成内容	住宅団地内道路整備助成 限度額30万円 住宅団地用地造成助成 限度額30万円	支援内容	住宅取得支援 1人1回限り30万円
対象要件	○1区画あたりの面積が200㎡以上の連担した宅地で、3区画以上の住宅団地造成 ○都市計画区域内で住宅用地を分譲することを目的とした住宅団地 ○町内に住所を有する事業者 ○山梨県宅地建物取引協会の所属	対象要件	○新規転入の45歳未満の世帯主で、配偶者及び義務教育以下の子どもを有する者(町を転出してから5年未満の者を除く) ○新たに自己の居住のための住宅を新築又は購入した者 ○定住の意志をもち5年以上居住することを確約する者 ○延べ床面積は50㎡以上240㎡以下の新築住宅

助成制度を受けるには事前協議が必要となります。

詳しくは、企画課までお問い合わせください。電話：72-1129

# 富士河口湖町 健康なんでも相談 24

平成17年4月1日スタート



富士河口湖町では、国民健康保険の保健事業の一環として、新たに平成17年4月1日より、「富士河口湖町健康なんでも相談24」の事業を開始します。

このサービスは、町民の皆さまからの健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する様々な相談に24時間・年中無給体制でお答えする電話による相談サービスです。(サービス委託先・電話相談専門会社 ティーパーク株式会社)

ご相談は、経験豊富な医師・看護婦・保健師等の専門家が、みなさまからのご相談に応じて対応いたします。また、ご相談は富士河口湖町民専用のフリーダイヤルで受付けていますので、相談料・通話料等は無料です。

例えばこんな時にご利用してください。

- ・不意のケガの応急手当て、どうすればいいの
- ・飲んでいる薬について詳しく知りたい!
- ・ストレスがたまっていて精神的にまいっている!
- ・赤ちゃんが夜中に熱を出した、どうしよう
- ・家族の介護のことで誰かに相談したいけど

この他にも「夜間・休日に開いている病院を教えてください欲しい!」「リハビリのできる病院を自宅近くで探してほしい!」など、健康にかかわる不安や疑問があればなんでもご相談ください。

「富士河口湖町 健康なんでも相談 24」専用フリーダイヤル

0120-807-024

(24時間・年中無休・通話料無料)

ご利用方法は

1. 上記フリーダイヤルにお電話ください。  
(自宅の電話及び公衆電話からご利用ください、携帯電話からは利用できません。)
2. 電話がつながりましたらお名前・年齢を告げてご相談ください。(匿名でもお受けします。)

相談内容等のプライバシーは厳守されるシステムになっていますので安心してご利用できます。

## 総合窓口課・税務課からのお知らせ

窓口の諸証明業務時間延長の実施について  
町役場総合窓口課、税務課では、昨年11月より本年3月まで毎週水曜日(12月29日は除く)に住民サービスの拡大を図るため、試行的に窓口の時間延長を行ってきましたが、本年4月より完全実施いたしますのでご利用ください。

なお、諸証明の発行業務のみです。(昼休み時間(12時から13時まで)は、従来どおり行っております。)

実施日時

毎週水曜日(水曜日が祝日及び12月29日、1月3日の場合は、除く。)

午後5時15分から6時15分まで

交付が受けられるもの

住民票謄抄本、戸籍の謄抄本、印鑑証明書等。

税の諸証明等。

証明書の一部が電子公印になります。

4月1日(金)から総合窓口課・税務課で発行する証明書などのうち、コンピューター処理する書類の公印が、これまでの朱色から黒色に変わります。

これに伴い、証明書の用紙には、複写機による偽造を防止する為の特殊な用紙(地紋紙)を使用します。





# 高齢者体力づくりセンター (健康プラザ)が 増築されました。

昨年12月から工事を進めておりました健康プラザの増築工事が終わり4月14日に開所することになりました。

床面積は約266平方メートル(約81坪)で2階建てです。)1階には幅約4メートル、長さ約15メートルの

歩行浴があり、2階には約97平方メートルの体操等ができるスペースを有したひとつのフロア(きて!みて!実践室)があります。今まで以上の高度利用ができる施設となりました。4月以降次の内容で教室を開催します。

健康プラザに増築されたトレーニングルーム『きて!みて!実践室』と『歩行浴』を活用し、住民のみなさまがいつまでも元気で自立した生活を送るための教室を開催します。

## 『健康プラザ きて!みて!実践室 スケジュール』

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	休館日	太極拳・気功教室	元気いっぱい教室 (健康体操教室)	パワフル 筋力アップ教室	元気いっぱい教室 (健康体操教室)
午後	休館日	転ばぬ先のつえ教室 健康リーダー養成講習	水中ウォーキング	運動プログラム 作成	水中ウォーキング

教室名	対象者	内容
太極拳・気功教室	・70歳以上の方 ・肩、腰、膝などの関節の痛みがある方	太極拳・気功、自分でできるマッサージなど 4月～7月コース・4月19日から12回開催 毎週火曜日 午前10時～1時30分
元気いっぱい教室 (健康体操教室)	健康プラザを利用する概ね65歳以上の方	ボールを使った体操、足裏マッサージ、青竹ふみ体操など無理なく体を動かします 毎週水曜日・金曜日 午前1時～12時
パワフル筋力アップ教室	健康プラザを利用する概ね65歳以上の方 継続して毎週参加できる方	砂のう(重り)を使った運動プログラム 5月～12月コース・5月11日から30回開催 毎週木曜日 午前1時～12時
転ばぬ先のつえ教室	・転倒した経験のある方、歩行が不安定で転倒の危険がある方 ・介護認定を受けており要支援、要介護1と認定されている方	下半身の筋力アッププログラム 4月～7月コース・4月19日から15回開催 毎週火曜日 午後1時30分～3時
健康リーダー養成講習	健康によいことをリーダーとなって実践していこうと考え、やる気がある方	太極拳・気功を使った健康づくりについて 5月～7月コース・5月10日から12回開催 毎週火曜日 午後3時～4時30分
水中ウォーキング	健康プラザを利用する概ね65歳以上の方	歩行浴を使って効果的な水中ウォーキングを行います 毎週水曜日・金曜日 午後1時30分～3時
運動プログラム作成	健康プラザを利用する方	理学療法士が適切な運動方法やトレーニング機器の使い方を指導いたします。 毎週木曜日 午後1時～5時

各種教室の詳しい問合せは、健康増進課 在宅介護係 : 72 - 6037

「乳がん」って  
どんな病気？



乳がんは早期に発見し、早期に治療をすれば乳房を温存させることができ、治癒率がとても高い「治るがん」です。

乳がんは乳房の中にある乳腺（乳管・小葉）に発生します。初期のうちには痛みなど自覚症状はほとんどありません。そのまま放置すると、乳腺の外にまでがん細胞が増え、全身に広がることがあるので、早期発見が重要なポイントとなる病気です。

<乳がんリスクの高いとされる人>

- 1、40歳以上の人
- 2、30歳以上の未婚の人
- 3、初産年齢が30歳以上の人
- 4、閉経年齢が55歳以上の人
- 5、標準体重の+20%以上の肥満のある人
- 6、良性乳腺症になったことのある人
- 7、乳がんになったことのある人
- 8、家族に乳がんになったことのある人

検診による早期発見が最善の対策\*

乳がんの予防方法はありません。早期発見・治療が最善の対策法。ごく早期ならほぼ95%、しこりが小さいうちは見つけて治療すれば90%近くが治ります。

決して怖い病気ではありません。早期発見のために、自己検診やマンモグラフィ（乳房X線撮影装置）などによる定期検診を受けましょう。

自己検診のタイミング\*

毎月の月経開始5日目から1週間が、乳房に張りや痛みがなく、最適です。毎月自分で日を決めて定期的にチェックすることが大切です。

少しでも変だと感じたら、すぐに専門医の診察を受けましょう。

### ステップ1 鏡の前での視診

鏡に映して乳房に変化がないかをよく見ます。そのためには、自分の乳房・乳首の形をよく覚えておきます。両手を挙げたままの姿と、両手を挙げたままの姿にて、それぞれ正面・側面から見ます。

### ステップ2 立位・座位での触診

まんべんなく丁寧に乳房を触って、しこりがないかどうかを見ます。右乳房は左手で、左乳房は右手で触ります。

この場合、乳房をまんべんなく平手で指の腹をすべらすように触ることが大切です。つまんだりしないことです。圧迫の強さは肋骨を触る程度とします。

### ステップ3 あおむけに寝て触診

あおむけに寝て、乳房が胸の上に平均的に広がるようにします。そして、ステップ2と同様に、まんべんなくいねいに乳房を触って、しこりがないかどうかを見ます。

マンモグラフィなどの検査も

定期的に受けましょう\*

対象：30歳以上の女性

内容：30歳から39歳は視触診とエコー 40歳以上は視触診とマンモグラフィ（マンモグラフィは年に1回）または、視触診とエコー

検診料：1000円

実施場所：生活習慣病検診（6月）・JA検診（12月）時に検診車で受けられます。

\*豊胸術、心臓のペースメーカー埋め込み術の既往のある方は、直接専門医を受診し、検診をお受けになってください。

なお、しこりが触れるなどの自覚症状を認める場合は、速やかに乳房疾患の診療を専門とする医療機関を受診するようにしてください。

### お知らせ

子宮ガン検診の対象年齢が変わります。

対象者：20歳以上の女性

検診料：子宮頸部検診 1500円（必要に応じて子宮体部検診1000円）

（20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方にお誕生月に無料の受診券を郵送しています）

実施場所

【富士河口湖町】小佐野医院・渡辺医院

【富士吉田市】加賀谷医院・鈴木医院・深沢医院

堀内産婦人科医院

羽田レディースクリニック

女性みなさん。毎日の生活を振り返ってみてください。

ライフサイクルの中で家事・育児・介護・仕事に追われ、自分の健康について考える機会が少なくありませんか？

少し、時間をとって自分の健康について考えて見ましょう。

今回の乳がん以外にも女性特有の病気はいくつかあります。次回から女性の健康ということのシリーズで掲載してきます。参考にしてみてください。



問い合わせ

健康増進課 健康増進係 72-6037（直通）



# 児童手当制度についてのお知らせ



児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給期間	生まれた日の翌月から9歳到達後の年度末まで
支給対象	最初のこどもからもらえます。
支給金額	最初の子供 5,000円 (月額)
	2人目の子供 5,000円 (月額)
	3人目以降の子供 10,000円 (月額)

## 児童手当をもらえるのはどんな人？

子供と暮らし、子供を養い、守り育てる、そのような方なら児童手当がもらえます。

- 1つめの条件 日本国内に住所があること。国籍は関係ありません。
- 2つめの条件 児童手当がもらえるのは、小学校3年生修了までです。
- 3つめの条件 所得制限があります。(子供を養育し生計を維持している方で、所得が一定額未満の場合にももらえます。

## 児童手当を申請するのはお父さん？

お父さんに限定しているわけではありません。その家庭においてその子供に対する受給資格の要件に最も似合う方が児童手当の申請者になります。

## 児童手当の手続きを忘れずに

新たに受給資格が生じた場合の認定請求や支給対象児童が増えた場合の額改定認定請求等の手続きをしないと手当を受けることができません。手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。又、支給対象児童が減った場合の額改定届や、サラリーマンの方が退職し特例給付の受給資格がなくなった場合の「受給事由消滅届」などの手続きが遅れると、もらった手当を返していただくことになります。

## 児童手当はいつもらえるの？

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分(たとえば6月には、2月～5月の4か月分がまとめてもらえます)。初めて児童手当をもらう場合は、申請した日の翌月分から支払月の前月分までが支払われることになります。

## 児童手当の受け取り方は？

「認定請求書」に振込口座名等を記入する欄があります。記入していただければ、金融機関などへ振り込まれますので確認をして下さい。

## 現況届について

現況届の提出は6月中に(17年度申請書については後日送付します。)現在児童手当を受けているすべての方は毎年6月中に(児童手当現況届)を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

## 現況届に必要な添付書類

- (添付書類がないと受付出来ません。)
- 年金加入証明書(受給者がサラリーマン等である場合に提出)
  - 前住所地の市区町村が発行する児童手当用所得証明書(平成17年1月1日に富士河口湖町に住所がなかった場合)

現況届の提出がない場合6月分以降の手当は、届が提出されるまで支給されませんので忘れずに提出して下さい。

## 昨年は所得制限でもらえなかったけど今年もやっぱり児童手当はもらえないの？

そんなことはありません。所得制限でもらえなかった人でも、その年によっては、家族の状況や所得の状況が違わずです。たとえ昨年所得制限で児童手当がもらえなくても今年には要件をみたせばもらえる可能性はあります。また、所得制限の限度額は年によって変更されることもあります。



# 平成17年度国民年金保険料額が決定しました！ 保険料は次のとおりです。

1ヶ月分ずつ納める場合

納付方法	金額	割引額
現金納付	13,580円	-
口座振替(翌月末振替)	13,580円	-
口座振替・早割(当月末振替)	13,540円	40円

6ヶ月分を一括で納める場合(6ヶ月前納)

納付方法	金額	割引額
現金納付	80,820円	660円
口座振替	80,550円	930円

1年分を一括で納める場合(1年前納)

納付方法	金額	割引額
現金納付	160,070円	2,890円
口座振替	159,540円	3,420円

## 国民年金第3号被保険者届出もれ救済について

国民年金の第3号被保険者の届出を忘れてしまったために、年金額が下がってしまうケースがありました。これまでこうしたケースに対応するために、届出をすれば、過去2年間は保険料納付済期間として算入する措置がとられてきましたが、2年前以前の保険料は未納になってしまいます。

そこで第3号被保険者に該当していたにもかかわらず、2年以上届出が遅れたことによって保険料未納期間がある方については、その未納期間の保険料を納めていた期間とみなす特例措置が行われます。

なお、結果は後日お知らせすることとしています。

この救済は、平成17年4月1日前の未届に限られた措置ですが、平成17年4月1日以降も、やむを得ない事情等がある場合には同様に扱われます。

### ご注意ください!!

国民年金第3号被保険者に該当していたにもかかわらず、届出を提出していない方は、速やかに提出していただく必要があります。

= 国民年金の第3号被保険者とは =

厚生年金・共済組合等に加入している方(第2号)に扶養されている配偶者。

保険料を納める必要はありませんが、第3号被保険者になるには配偶者の勤務する事業所を通じて届出することが必要です。

## 若者納付猶予制度の新設(平成17年4月から実施)

### 1 概要

#### (1) 趣旨

低所得である若者(20歳台の者)が将来の無年金・低年金となることを防止するために、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予する。

### (2) 新制度の特徴

被保険者本人及び配偶者が全額免除と同様の所得要件に該当すること(世帯主の所得は判断の対象外)

当該期間は受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない(カラ期間)

当該期間について10年間の追納が可能当該期間中に生じた障害、死亡につき、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給10年間の時限措置

### (3) 審査に必要な所得

対象月	所得
17年4月～6月	15年所得
17年7月～18年6月	16年所得

## 免除承認期間の変更(平成17年4月から実施)

### 1 概要

申請が遅れた場合でも免除等の要件を満たしているときは、承認期間の遡及を行う。

### 2 承認機関(遡及期間)

#### 申請免除 納付猶予

申請日	全額・半額免除	納付猶予
17年4月	17年3月～6月 15年所得で審査	17年4月～6月 15年所得で審査
17年5月～6月	17年4月～6月 15年所得で審査	
17年7月		17年4月～6月 15年所得で審査 17年7月～18年6月 16年所得で審査
17年8月～18年6月	17年4月～6月 15年所得で審査 17年7月～18年6月 16年所得で審査	
18年7月		18年7月～19年6月 17年所得で審査
18年8月～19年6月	18年7月～19年6月 17年所得で審査	
19年7月		18年7月～19年6月 17年所得で審査

17年4月の申請免除については、17年3月分の保険料から承認できるものとする。この場合の所得審査基準は新基準で審査を行うものとする。

17年7月から18年7月までは、15年所得と16年所得の申請書を提出できることとする。

### 学生納付特例

申請	猶予期間	所得
17年4月	17年3月	15年所得
17年5月～18年3月	17年4月～18年3月	16年所得
18年4月		17年所得
18年5月～19年3月	18年4月～19年3月	

# 平成17年度 町税等の納期をお知らせいたします。

納期月	税 目 別		納 期	
4 月	固定資産税 1期(全納)	軽自動車税 1 期		
5 月				
6 月	町 県 民 税 1期(全納)			
7 月	固定資産税 2 期		国民健康保険税 1 期	介護保険料 1 期
8 月	町 県 民 税 2 期		国民健康保険税 2 期	介護保険料 2 期
9 月			国民健康保険税 3 期	介護保険料 3 期
10月	町 県 民 税 3 期		国民健康保険税 4 期	介護保険料 4 期
11月			国民健康保険税 5 期	介護保険料 5 期
12月	固定資産税 3 期		国民健康保険税 6 期	介護保険料 6 期
1 月	町 県 民 税 4 期		国民健康保険税 7 期	介護保険料 7 期
2 月	固定資産税 4 期			
3 月			国民健康保険税 8 期	介護保険料 8 期

## 【 前納報奨金について 】

町県民税・固定資産税について、2期の納期月に3期、4期をお支払いになった場合、3期の納期月に4期をお支払いになった場合にも、前納報奨金の交付対象となります。前納報奨金の額については、町役場税務課にお問合せ下さい。

何か不明なことがありましたら、町役場税務課収納係までご連絡ください。

富士河口湖町役場 税務課 収納係 電話 72-1113(直通) fax 72-6027

町税等の納付は、便利で確実な「口座振替」で！

## 固定資産税の縦覧期間についてお知らせ

町内に土地・家屋を所有している方は、固定資産税が課税されている土地・家屋の評価額などが記載された縦覧帳簿を閲覧できます。

縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月)

(ただし、土曜・日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く午前8時30分～5時15分)

縦覧場所 税務課窓口

手数料 無料

必要書類 納税通知書(ない場合 運転免許証・健康保険証など御本人であることが確認できる書類)

お問い合わせ 富士河口湖町役場税務課資産税係 電話 72-1113

